二　第十八条第一項各号、第十九条第一項各号、第二十一条第一項第四号、第五号及び第七号並びに第二十二条第一項第一号から第五号までに掲げる事務についての利害関係人又は関係行政機関との連絡及び交渉、調査並びに資料の収集整理に関すること。

三～六　［略］

（施設補償管理課の所掌事務）

第五十八条　施設補償管理課は、第二十二条各号、第二十三条各号及び第二十四条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

附　則

（沖縄防衛局調達部次長の設置期間の特例）

第七条　沖縄防衛局調達部次長のうち一人は、令和十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（調達調整官の設置期間の特例）

第八条　調達調整官は、令和十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（標準的な官職を定める省令の一部改正）

第七条　標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

自衛隊法第三十条の二第二項に規定する防衛省令で定める標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
一　二の項から十一の項までに掲げる職務以外の職務	［略］		
	三十七　防衛装備庁に置かれる研究所	百六十八　防衛装備庁の研究所長の属する職制上の段階	所長
		百六十八の二　次世代装備研究所先進機能研究統括官の属する職制上の段階	先進機能研究統括官
		［略］	［略］
		百七十　研究所の課長の属する職制上の段階	［略］

改　正　前

自衛隊法第三十条の二第二項に規定する防衛省令で定める標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
一　二の項から十一の項までに掲げる職務以外の職務	［同上］		
	三十七　防衛装備庁に置かれる研究所及び先進技術推進センター	百六十八　防衛装備庁の研究所長及び先進技術推進センター所長の属する職制上の段階	所長
		［同上］	［同上］
		百七十　研究所の課長又は先進技術推進センターの所掌事務を分掌する室の長の属する職制上の段階	［同上］